

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



## 「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン」ができました

緊急事態宣言は全面解除となりましたが、新型コロナウイルスの感染が終息したわけではありません。畜産業及び関連産業の事業者が業務継続を図る際の基本的なポイントが農林水産省によりまとめられ、ガイドラインとして示されました。

**畜産業及び関連産業は、食料の安定供給に重要な役割を担っています。ガイドラインを参考に、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を行ってください。**

### 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をしましょう。

- ① **従業員に感染予防策を要請**します。
- ② 事業者の**業態に応じて感染予防策**を行ってください。
- ③ 従業員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制を構築**してください。
- ④ 手洗いなどの**感染予防策を徹底**してください。

### 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- ① 患者が確認された場合は、**保健所に報告し、対応について指導を受ける**とともに、**従業員に周知**してください。
- ② 保健所の調査に協力し、**濃厚接触者の確定**を受けた場合には、**14日間出勤停止し、健康観察を実施**してください。**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合、**保健所に連絡し、行政検査を受検**してください。

### 3 施設設備等の消毒の実施

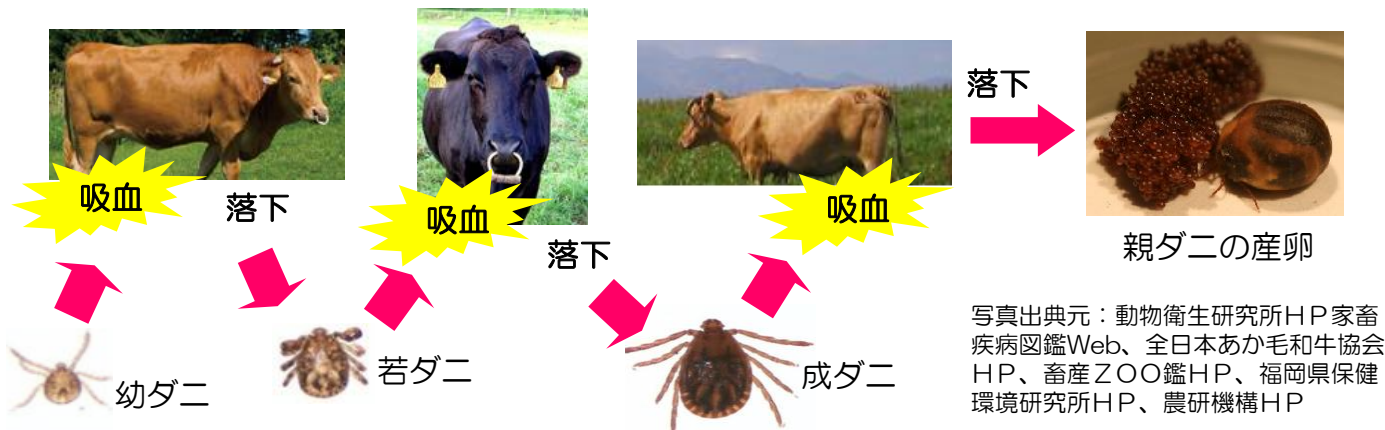
- ① **保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域の消毒を実施してください。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコール等で拭き取り等を実施してください。
- ② **一般的な衛生管理が実施されていれば**、感染者が発生した施設等は**操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません**。

### 4 業務の継続

- ① 家畜の飼養管理、搾乳等は毎日欠かすことができないことから、業務が継続できるよう準備をお願いします。
- ② **優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務を継続させるために必要な人員、マスクや手袋、消毒液等の物的資源を把握してください。
- ③ 事業者は、従業員の確保状況に応じた業務マニュアルを作成してください。

# ピロプラズマ病対策を始めましょう！

ピロプラズマ病とは、牛の赤血球に寄生するピロプラズマ原虫によって引き起こされる病気です。牛への感染は、ピロプラズマ原虫を体内に持ったマダニの吸血を介して起こります。発症すると貧血、消瘦、妊娠牛では流産の可能性もあります。分娩前後の牛や放牧によるストレスを感じやすい放牧未経験牛では、特に注意が必要です。マダニが牛を吸血することで、次々と牛に感染していくため、**感染を防ぐには牛のマダニ対策が重要です。**



## 殺ダニ剤の使用法（フルメトリン製剤：バイチコール等）

- 殺ダニ剤の投与は、放牧期間中**3週間間隔**で実施しましょう。
- 使用説明書の用法用量にしたがって使用しましょう。
- 牛体が濡れているとき、または塗布後2時間以内に雨に濡れてしまうと十分な効果がありませんので注意しましょう。

## 6月は熊本県環境月間です

熊本県では、6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間を「熊本県環境月間」と定め、様々な取り組みを展開しています。

## 近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	H5N5	台湾(2件)	地鶏	令和2年(2020年)5月11日・18日
ASF		韓国(631件)	野生イノシシ	5月1日～5月31日

令和2年(2020年)6月1日現在

## 毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

